甑島エコツーリズムのルール

１　エコツアーの対象地

国定公園甑島全域とします。

２　エコツアーができる人

⑴　甑島ツーリズム推進協議会に登録しているエコツアー実施団体・市公認ガイド

⑵　甑島エコツアーガイド自主ルールが遵守できる市公認ガイド

３　本ルールの実施及び改正

⑴　甑島ツーリズム推進協議会における甑島エコツーリズム説明会（令和５年８月３１日）及びその後において、エコツーリズムのルールが確定し次第とします。

　　⑵　改正にあたっては随時行うものとし、甑島ツーリズム推進協議会において協議のうえ、決定するものとします。

４　エコツアーの範囲

　⑴　甑島エコツーリズム推進全体構想に基づくもの。

⑵　自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験及び学ぶとともに理解を深め、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つこと。

　　⑶　甑島エコツアーガイドが案内すること。

　　⑷　甑島の貴重な資源を守り・育み・地域振興につなげること。

　　⑸　エコツアーを実施する者は、「甑島エコツアー企画・協議シート」を甑島ツーリズム推進協議会に提出すること。

　　⑸　甑島エコツーリズム全体構想に基づかない観光スポットを巡るだけのツアーは、対象外とする。

５　エコツアーにおける移動方法

　　⑴　輸送に関する根拠通達（別紙参照）

平成２３年３月３１日付け国自旅第２３９号　自動車交通局長通達

⑵　輸送ができる者

　　　甑島ツーリズム推進協議会に属する者（市公認ガイド）

⑶　輸送の必須条件

　　　・上記⑵の者が、企画及び案内するエコツアーの参加者

　　　・上記⑵の者が所有する自家用自動車を使用すること。

　　　・エコツアーの実施場所と、宿泊場所や交通結節地点との往復に限る。

　　　・輸送の対価を収受しない。

６　その他

ルールは、罰則や強制力は持たないが、各ガイドが実践することで強制力を持たせる以上の実績を積み上げるものとする。